参考様式第１-16号(規則第８条第14号、15号及び16号関係）　　　　　　　　　　(日本産業規格Ａ列４）

Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書

**(農業職種以外の記載例)**

**水産加工職種の例**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者（実習実施者）：　機構　株式会社

１．報酬

技能実習生に対する報酬については、以下のとおり、「日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」を担保しております。

（１）技能実習生に対する報酬

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①技能実習生の氏名  ※　複数名について記載する場合には適宜欄を追加すること。記載しきれない場合には別紙に記載することも可とし、当欄には「別紙のとおり」と記載すること。 | ローマ字 | （　２０　才　）（経験　母国で１年）  OTU　HEITEI |
| 漢字 |
| ローマ字 | （　２４　才　）（経験　母国で５年）  BOKI KOU |
| 漢字 |
| ローマ字 | （　２２　才　）（経験　母国で２年）  SHIN JINKI |
| 漢字 |
| ②技能実習生の職務内容や責任の程度  ●最低賃金を上回ることが必要です。 | | 水産加工職種に従事する第１号技能実習生。安全管理や衛生管理に関する基礎的な技能（包丁の扱い方、作業者の衛生保持等）を身に付けるほか、初歩的な作業（原材料の選定、魚体処理等）を中心に行っている。  　ラインマネージャーである技能実習指導員の指導の下で、指示を受けて業務を行っている。 |
| ③技能実習生に対する報酬 | | 月給　　　　　　　　円　／　時間給　１，２００　円 |
| ④第１号技能実習での報酬 | | 月給　　　　　　　　円　／　時間給　　　　　　　円  ●④は2号又は3号の場合に記載。  　⑤は3号の場合に記載。 |
| ⑤第２号技能実習での報酬  ●注記にかかわらず、漢字の氏名を省略し、ローマ字の氏名のみ記載でも可。 | | 月給　　　　　　　　円　／　時間給　　　　　　　円 |
| ⑥その他 | | ●⑥報酬以外の手当が支給されている場合は記載。 |

（注意）

１　①は、ローマ字で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。また、経験年数は、修得等をしようとする技能等に係る技能実習生の経験年数を記載すること。

２　③から⑤までについて、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、比較ができるよう統一して記載すること。なお、④は第２号技能実習又は第３号技能実習の場合、⑤は第３号技能実習の場合に記載すること。

（2）については**パターン（①～③）**により記載例が異なります。

**該当するパターンの記載例を参考にしてください。**

３　⑥は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

**①　同程度の技能等を有する日本人労働者がいる場合。**

●「有」にチェック。

（２）日本人労働者と同等の報酬であることの比較

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ①同程度の技能等を有する日本人労働者の有無  ※以下の②～⑤欄及び⑦は、①欄の「有」「無」のいずれでも共通で記載。⑥欄は①欄を「無」とした場合に記載。 | | | | 有　・　　無 |
| ②比較対象となる又は最も近い職務を担う日本人労働者の職務内容や責任の程度 | | 水産加工工場に入社１年目のパート職員Ａ。安全管理や衛生管理に関する基礎的な技能（包丁の扱い方、作業者の衛生保持等）を身に付けるほか、初歩的な作業（原材料の選定、魚体処理等）を中心に行っている。  　ラインマネージャーの指導の下で、指示を受けて業務を行っている。 | | |
| ③②欄の日本人労働者の年齢、経験年数 | | （　４６　才　）　（経験　１　年） | | |
| ④②欄の日本人労働者の報酬 | | 月給　　　　円　／　時間給　１，２００　円 | | |
| ⑤技能実習生に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であると考える理由 | | パート職員Ａは、技能実習生と同様に経験年数は１年であり、任されている業務の範囲や業務量についても、技能実習生と変わらない。  ●④の報酬は「同程度の技能を有する日本人労働者」であることから、報酬額は1（1）③の報酬と同等又はそれ以下となります**。**  　また、ともにラインマネージャーの指導の下で、指示を受けて業務を行っており、業務における責任も同程度である。 | | |
| ⑥賃金規定の有無及び賃金規程に基づく賃金  ※①欄で有にチェックした場合には記入不要 | 規程の有無 | | 有　　・　　無 | |
| 有の場合 | | 賃金規程に基づき、技能実習生と職務や責任の程度が同等の日本人労働者に支払われるべき報酬  月給　　　　　円　／　時間給　　　円 | |
| ⑦その他 |  | | | |

**②　同程度の技能等を有する日本人労働者がいない場合（賃金規程有）の場合。**

●「無」にチェック。

（２）日本人労働者と同等の報酬であることの比較

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ①同程度の技能等を有する日本人労働者の有無  ※以下の②～⑤欄及び⑦は、①欄の「有」「無」のいずれでも共通で記載。⑥欄は①欄を「無」とした場合に記載。 | | | | 有　・　　無 |
| ②比較対象となる又は最も近い職務を担う日本人労働者の職務内容や責任の程度 | | 水産加工工場に入社5年目のパート職員Ｂ。５年間の経験の中で、安全管理や衛生管理について高い技能（包丁の扱い方、作業者の衛生保持等の基礎的な技能はもとより、大型工具の洗浄等も担当）を有しているほか、初歩的な作業（原材料の選定、魚体処理等）から一定の技術が必要な作業（製品としての仕上げ、製品品質の判別等）までを行っている。  　ラインマネージャーを補佐する役割を与えられており、新入パート社員を指導することもある。 | | |
| ③②欄の日本人労働者の年齢、経験年数 | | （　４６　才　）　（経験　５　年） | | |
| ④②欄の日本人労働者の報酬 | | 月給　　　　円　／　時間給　１，３００　円 | | |
| ⑤技能実習生に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であると考える理由 | | パート職員Ｂは、賃金規程に基づき、勤続５年目の社員としての報酬が決定されている。  技能実習生は、同一の賃金規程に基づき、勤続１年目の社員としての報酬が決定されている。 | | |
| ⑥賃金規定の有無及び賃金規程に基づく賃金  ※①欄で有にチェックした場合には記入不要  ●規定の有無：有にチェックの上、規定を添付。  規定に基づき、同等の日本人に支払われる報酬を記入。 | 規程の有無 | | 有　　・　　無 | |
| 有の場合 | | 賃金規程に基づき、技能実習生と職務や責任の程度が同等の日本人労働者に支払われるべき報酬  月給　　　　　円　／　時間給　１，２００円 | |
| ⑦その他  ●⑥の報酬は「技能実習生と職務や責任の程度が同等の日本人労働者」であることから、報酬額は1（1）③の報酬と同等又はそれ以下となります**。** |  | | | |

**③　同程度の技能等を有する日本人労働者がいない場合（賃金規程無）の場合。**

（２）日本人労働者と同等の報酬であることの比較

●「無」にチェック。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ①同程度の技能等を有する日本人労働者の有無  ※以下の②～⑤欄及び⑦は、①欄の「有」「無」のいずれでも共通で記載。⑥欄は①欄を「無」とした場合に記載。 | | | | 有　・　　無 |
| ②比較対象となる又は最も近い職務を担う日本人労働者の職務内容や責任の程度 | | 水産加工工場に入社5年目のパート職員Ｃ。５年間の経験の中で、安全管理や衛生管理について高い技能（包丁の扱い方、作業者の衛生保持等の基礎的な技能はもとより、大型工具の洗浄等も担当）を有しているほか、初歩的な作業（原材料の選定、魚体処理等）から一定の技術が必要な作業（製品としての仕上げ、製品品質の判別等）までを行っている。  　ラインマネージャーを補佐する役割を与えられており、新入パート社員を指導することもある。 | | |
| ③②欄の日本人労働者の年齢、経験年数 | | （　４６　才　）　（経験　５　年） | | |
| ④②欄の日本人労働者の報酬 | | 月給　　　　円　／　時間給　１，３００　円 | | |
| ⑤技能実習生に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であると考える理由 | | パート職員Ｃは、技能実習生と比べて担当する業務の範囲が広い（大型工具の洗浄、製品としての仕上げ、製品品質の判別）ほか、同一の時間で約１．２倍のスピードで正確に業務をこなすことができる。  　また、ラインマネージャーを補佐して、新入パート社員を指導することもあり、技能実習生と比べて責任の程度も大きい。  上記の観点から、技能実習生とパート職員Ｃとの報酬の違いは妥当なものであると考える。 | | |
| ⑥賃金規定の有無及び賃金規程に基づく賃金  ※①欄で有にチェックした場合には記入不要 | 規程の有無 | | 有　　・　　無 | |
| 有の場合 | | 賃金規程に基づき、技能実習生と職務や責任の程度が同等の日本人労働者に支払われるべき報酬  ●規定の有無：無にチェック。  月給　　　　　円　／　時間給　　　　　　円 | |
| ⑦その他 |  | | | |

（注意）

１　②は、比較対象となる日本人労働者の職務内容や責任の程度が、技能実習生と同等であることを示すこと。

　　比較対象となる日本人労働者がいない場合には、技能実習生と最も近い職務を担う日本人労働者の職務内容や責任の程度について、技能実習生が担う職務内容や責任の程度と比べて、具体的にどのような差異があるのかも併せて、詳細に記載すること。

２　③の経験年数は、比較対象となる日本人労働者の経験年数を記載すること。

３　④は、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、技能実習生に対する報酬と比較ができるよう統一して記載すること。

４　⑥は、賃金規程を作成している場合には、必ず「有」にチェックマークを付すこと。また、賃金規程に基づき、技能実習生と職務や責任の程度が同等の日本人労働者に支払われるべき報酬を具体的に記載し、当該賃金規程を参考資料として添付すること。

５　⑦は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

２．宿泊施設

宿泊施設の適正についての確認事項（入国後講習中の宿泊施設も含む）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認事項 | | | 措置の有無 | 特記事項 |
| ①宿舎を確保する場所は、爆発物、可燃性ガス等の火災による危険の大きい物を取扱い・貯蔵する場所の付近、高熱・ガス・蒸気・粉じんの発散等衛生上有害な作業場の付近、騒音・振動の著しい場所、雪崩・土砂崩壊のおそれのある場所、湿潤な場所、出水時浸水のおそれのある場所、伝染病患者収容所建物及び病原体によって汚染のおそれの著しいものを取扱う場所の付近を避ける措置を講じていること  **注①：確認事項②に関して、すべり台、避難はしご、避難用タラップ等の代替措置を講じている場合には、この欄に記載（別紙としても可）して疎明資料を添付。** | | | 有・無 |  |
| ②２階以上の寝室に寄宿する建物には、容易に屋外の安全な場所に通ずる階段を２箇所以上（収容人数15人未満は１箇所）設ける措置を講じていること | | | 有・無 | **注①** |
| ③適当かつ十分な消火設備を設置する措置を講じていること | | | 有・無 |  |
| ④寝室については、床の間・押入を除き、１人当たり４．５m2以上を確保することとし、個人別の私有物収納設備（身の回りの品を収納できる一定の容量があって、施錠可能で持出不可なものであることが必要（個人別に施錠可能な部屋がある場合を除く。））、室面積の７分の１以上の有効採光面積を有する窓及び採暖の設備を設ける措置を講じていること  **注②：旧制度から引き続き技能実習生が使用している宿泊施設については、寝室面積に関して、4.5㎡以上を確保できない場合でも代替措置を講ずることによる特例的な取扱の対象となる可能性がありますので、詳細は、機構の地方事務所・支所の認定課に事前にご相談ください。** | | | 有・無 | **注②** |
| ⑤就眠時間を異にする２組以上の技能実習生がいる場合は、寝室を別にする措置を講じていること | | | 有・無 | 該当なし |
| ⑥食堂又は炊事場を設ける場合は、照明・換気を十分に行い、食器・炊事用器具を清潔に保管し、ハエその他の昆虫・ネズミ等の害を防ぐための措置を講じていること | | | 有・無 |  |
| ⑦他に利用し得るトイレ、洗面所、洗濯場、浴場（脱衣室を含む。）のない場合には、当該施設を設けることとし、施設内を清潔にする措置を講じていること（各施設は一般的な機能を有する設備を設け、浴場は保温性を維持し、必要に応じプライバシーが守られるよう十分に配慮していること） | | | 有・無 |  |
| ⑧（宿泊施設が労働基準法第10章に規定する「事業の附属寄宿舎」に該当する場合）同章で定められた寄宿舎規則の届出等を行っており、又は速やかに行うこととしていること | | | 有・無 |  |
| ⑨　宿泊施設内の共用部分については、衛生管理を行い、感染症の発生及びまん延防止のための措置を講じていること | | | 有・無 |  |
| 確認者 | 実習実施者（企業単独型の場合）  監理団体名（団体監理型の場合）　　法厚協同組合 | 氏名　　組合　次郎 | | |

●支払い概算額には、**条件を満たさないと支払われない手当（例：皆勤手当）**は**含めない**でください。常時支払われる手当（例：能力手当）は含めてください。

３．徴収費用

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 技能実習生に対する報酬の支払概算額　１９２，０００円（１か月当たり。社会保険料・税金等控除前。） | | | | | | | | |
| 徴収費用（１か月あたり） | ①食費  約１３，０００円 | ②食事、食材等の提供の有無 | | | | | | 有　　　無 |
| ③食事の提供回数、提供方法等 | | | 提供する食事：朝、昼  食材等の内容：朝は寮の食堂で提供  昼は仕出し弁当 | | | |
| ④実費相当額その他適正な額であることの説明 | | | 朝は予算300円で提供、昼は350円の宅配弁当を実費で提供する。  　所定労働日（年平均の月所定労働日数20日）のみの提供であり、金額は1日650円、1か月当たりでは650円×20日＝13,000円となる。 | | | |
| ⑤居住費  約５，０００円 | ⑥提供する宿泊施設の具体的な内容 | | | | | | 自己所有物件  　借上物件 |
| ⑦実費相当額その他の適正な額であることの説明 | | | 賃料３０，０００円÷入居する技能実習生の人数５人＝６，０００円であり、徴収額はこの金額以内である。 | | | |
| ⑧水道光熱費  約３，０００円 | ⑨水道光熱費の徴収の有無 | | | | | | 有　 　無 |
| ⑩その他技能実習生が定期に負担する費用  約１，０００円 | ⑪その他技能実習生が定期に負担する費用の有無 | | | | | | 有　　　無 |
| ⑫技能実習生が定期に負担する費用の内容 | Ⅰ　　通信　　　費 | | | | １か月当たり約１，０００円 | |
| Ⅱ　　　　　　　費 | | | | １か月当たり約　　　　円 | |
| Ⅲ　　　　　　　費 | | | | １か月当たり約　　　　円 | |
| ⑬技能実習生が定期に負担する費用に関し技能実習生が受ける具体的な便益の内容 | | | | Ｗｉ－Ｆｉサービスの提供 | | |
| ⑭実費相当額その他適正な額であることの説明 | | 月額使用料６，０００円で、技能実習生５人で使用する。  　６，０００÷５人＝１，２００円となるが、１人当たり１，０００円の徴収としている。 | | | | |

（注意）

１　③及び④については②において、⑫から⑭については⑪において、それぞれ有にチェックを付した場合にのみ記載すること。

２　④は、例えば以下のような観点から記載し、説明が適切にされなければならない。

　・　③が「食材、宅配弁当等の現物支給」の場合：　購入に要した額

　・　③が「社員食堂での食事提供」の場合：　技能実習生以外の職員から徴収する額

　　・　③が「食事の調理・提供」の場合：　材料費、水道光熱費、人件費等の費用の総額を、提供を受ける者（技能実習生のみに限られない。）の人数で除した額

　３　⑥は、「自己所有物件」、「借上物件」のいずれかに印を付すこと。

４　⑦は、例えば以下のような観点から記載し、説明が適切にされなければならない。

　　・　⑥が「自己所有物件」の場合：　実際に建設・改装等に要した費用、物件の耐用年数、入居する技能実習生の人数等を勘案して合理的であると説明可能な額

・　⑥が「借上物件」の場合：　借上げに要する賃料（管理費・共益費等を含み、敷金・礼金・保証金・仲介手数料等は含まない。以下同じ。）を、入居する技能実習生の人数で除した額

　５　⑧は、徴収見込額を記載すること。なお、技能実習生から徴収する際には、実際に水道光熱費の提供業者に申請者が支払った費用を、水道光熱設備を利用する者（技能実習生に限られない。）の人数で除した額以内の金額を徴収するものでなければならない。

６　⑨は、技能実習生本人が水道光熱費の提供業者と直接契約をする場合は無にチェックすること。

７　⑫は、食費・居住費・水道光熱費以外に技能実習生が定期に負担する費用について費目ごとに記載すること。

８　⑬及び⑭は、技能実習生が定期に負担すること及びその負担額が合理的なものであることについて、説明が適切にされなければならない。